

評価項目		配点
評価項目	評価事項	
1. 実施体制	(1) 人員体制 ・保健指導業務の統括者及び業務従事者(医師、保健師、管理栄養士等の専門職)が適切かつ十分に配置されているか。	5
	・本業務全体の管理者が配置されており、業務に付随する事務を適切に遂行できるか。(本市及び支払い代行機関等との連絡調整、各種データの記録・管理・報告等) ・本業務の管理者は特定保健指導に関する知識・経験等を有しているか。	5
	・実施内容や実施方法等について情報共有体制が整備されているか。 ・業務従事者が最新の知見を得られるよう人材育成・研修等が適切に行われているか。	5
	(2) 安全管理体制 ・個人情報保護に関する社内規定を設け、適切な取扱いがされているか。 ・事故発生時の対策及び苦情対応策は具体的か。	10
2. 企画内容	(1) 実施内容 ・本業務の趣旨を理解し、仕様書の内容を企画に反映した内容となっているか。 ・業務全体のフローが明確に示されており、実現可能な内容となっているか。 ・保健指導の利用開始から終了に至るまでの流れやスケジュールは適切に設定されているか。	15
	・対象者に応じた目標設定や目標達成に向けた指導のノウハウが充実しているか。 ・支援終了後も対象者が継続して取り組んでいくための工夫がされているか。 ・インセンティブとは別に、指導途中の脱落を予防するための工夫がされているか。	15
	・保健指導の実施にあたり、申込・予約方法、会場(利便性の良い会場)や実施日時(土・日・祝日や夜間の利用等)等、対象者が利用しやすいよう考慮がされているか。 ・対面保健指導の会場は、個室など利用者のプライバシーが確保された場所であるか。	10
	(2) インセンティブ ・インセンティブは、利用率向上及び途中終了防止のために効果的な工夫がされているか。	10
3. 実績	(3) 事業実施への積極性 ・本業務実施への積極性は十分か。(また、新たな提案があるか。)	5
	(1) 特定保健指導業務の実績 ・過去5年間の特定保健指導業務の実績が十分であるか。 ・業務従事者は経験・知識・技術等を有しているか。	10
4. 企画書と費用の整合性	(1) 積算の内容 ・経費内訳は項目ごとに積算がされているか。積算内容に妥当性があるか。	4
	(2) 価格の妥当性の判断 (最低提示価格※÷提案業者の提示価格)×4点	4
5. その他	京都市公契約基本条例第2条第1項第3号に規定する市内中小企業であるか。	2

計 100

*全審査者の採点の合計の平均点が同点数になった場合は、「2. 企画内容」の点数を比較し、選定する。

*「2. 企画内容」の点数も同点数になった場合は、見積額の最も安価な者を選定する。